

瑞浪市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、次の地縁による団体から規約を変更した旨届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月27日

瑞浪市長 水野光二

名 称	希望ヶ丘自治会
代表者氏名	** **
代表者住所	*****
主たる事務所	陶町大川779番地の273
規 約	別紙のとおり
変更年月日	令和8年4月1日

別紙

希望ヶ丘自治会規約変更について

変更内容

希望ヶ丘自治会規約を以下のように変更する。

変更後

第3条

1 自治会の会費は、総会によって定められた次の額を会員から徴収する。

- (1) (自治会加入・協力金) 住宅入居時の納入とし、一会員 75,000円を会計が集金する。
- (2) 集会所管理費、住宅入居時の納入とし、一会員 25,000円を会計が集金する。
- (3) 自治会費 (通常の自治会運営費) 住宅入居時より毎月の納入とし、一会員 500円。
- (4) 会費の徴収は、5月と11月に半納及び全納で、集会所にて月当番が直接集金する。

3 上記会費のうち、下記の場合は特例措置として別途金額を定める。

(1) 削除

変更前

第3条

1 自治会の会費は、総会によって定められた次の額を会員から徴収する。

- (1) (自治会加入・協力金) 住宅入居時の納入とし、一会員 150,000円を会計が集金する。
- (2) 集会所管理費、住宅入居時の納入とし、一会員 50,000円を会計が集金する。
- (3) 自治会費 (通常の自治会運営費) 住宅入居時より毎月の納入とし、一会員 500円。
- (4) 会費の徴収は、毎月5日を集金日に定め集会所にて月当番が直接集金する。

3 上記会費のうち、下記の場合は特例措置として別途金額を定める。

- (1) 会員の一親等が隣接地に独立した家屋を建築し会員の所有する上水道より分岐した場合、1軒に限り、(1) 協力費 150,000円のみとし (2) 集会所管理費 (3) 自治会費は免除する。